

IKOグループ人権方針

1. 人権に対する基本的な考え方

IKOグループは、『社会に貢献する技術開発型企業』の企業理念に基づき、日々、社会課題の解決に真摯に向き合っています。その実現のためには社会から信用・信頼される企業であり続けることが必要不可欠であり、人権の尊重はその重要な要素と捉えています。

今般、人権尊重の取り組みを推進し、その責務を果たしていくための指針として、世界人権宣言や国連「ビジネスと人権に関する指導原則」などの国際規範を支持し、当社グループ全体として遵守すべき指針として人権方針を定めます。

本方針は IKO グループのすべての役員・従業員に適用し、社外にも適切に公表します。また、業務提携先やサプライヤーなどの取引先に、本方針への賛同と協力を求めます。

2. 人権尊重に関する重点取り組み事項

IKOグループは、人権尊重に関して下記事項に重点的に取り組みます。

- ・強制労働の禁止
- ・児童労働の禁止、若年労働者の就労制限
- ・従業員の労働時間への配慮
- ・適切な賃金の支給
- ・非人道的な扱いの禁止
- ・差別およびハラスメントの禁止
- ・結社の自由と団体交渉権の尊重
- ・宗教的な伝統や慣習の尊重

3. 人権デューデリジェンス

IKOグループは、人権デューデリジェンスの仕組みを構築し、IKOグループの事業活動が人権に対して及ぼす負の影響を特定し、その防止・軽減に取り組みます。また、IKOグループの活動が人権に負の影響を引き起こしたことが、または助長したことが明らかになった場合、適時かつ適切な措置を講じることでその救済に取り組みます。

4. 教育・研修

IKOグループは、本方針、各種法令および会社の規程に従った行動がとれるよう、役員および従業員に対して、必要な教育・訓練を実施します。

2023年2月13日
日本トムソン株式会社
代表取締役社長

宮地茂樹